



令和6年第11回総会  
会 議 録

期 日 令和6年11月28日  
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和6年第11回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和6年11月28日(木)

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	53	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	54	農地法第3条許可申請について
4	55	農地法第5条許可申請について
5	56	農用地利用集積等促進計画の調整について
6	57	農用地利用集積計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
11月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

2番 今給黎龍浪 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博  
主幹兼農地係長 前原光博  
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長

開会前にお知らせします。

今給黎委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。

令和6年第11回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員13名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。10番俵積田広昭委員、11番中原委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

日程第2号議案第53号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

1ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号96号から136号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇さん外10名、利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さん外40名です。

解約面積は田が3筆で1,851㎡、畑が86筆で131,749㎡、合計89筆で133,600㎡です。

以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号96号から136号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は3件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号32号の申請地は、

木原町〇〇番，畑，844 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，89歳，日之出町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，新規兼業農業，68歳，木原町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の農業開始ということでもあります。

申請地は8ページに掲載し，マルミツ水産より西側約〇〇mに位置します。

整理番号33号の申請地は、

立神北町〇〇番〇，畑，400 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，農業，82歳，木場町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，新規兼業農業，45歳，立神北町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農業開始ということでもあります。

申請地は10ページに掲載し，立神北公園より南西側約〇〇mに位置します。

整理番号34号の申請地は、

道野町〇〇番〇，畑，147 m<sup>2</sup>

道野町〇〇番〇，畑，31 m<sup>2</sup>

道野町〇〇番〇，畑，82 m<sup>2</sup>

道野町〇〇番〇，畑，71 m<sup>2</sup>

です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，66歳，道野町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，新規兼業農業，53歳，道野町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農業開始ということでもあります。

申請地は12ページに掲載し，13ページに分筆後を掲載しております。

道野公民館より南東側約〇〇mに位置します。

以上，説明を終わります。

議長

次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号32号について，水野委員をお願いします。

3番（水野委員）整理番号32号について報告します。11月10日譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。現地は2年前から譲受人が管理していた畑です。譲渡人は、〇〇〇〇さん日之出町に居住する知人です。

譲受人は木原に居住し，近隣の畑にも野菜を栽培しています。

位置関係は事務局の通りです。

申請地の東側は譲受人の宅地，西側は保全管理された畑，南側は畑，北側は市道となっています。

取得後は、果樹や野菜を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 整理番号33号について、白澤敦行委員お願いします。

14番（白澤敦行委員）整理番号33号について報告します。11月10日に譲受人の〇〇〇さん立会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は立神北町に居住する新規農業者です。

位置関係は事務局の通りです。

申請地の北側は耕作放棄地、南側は市道、西側は畑と譲受人の宅地、東側は保全管理された畑です。

譲受人は隣地の立神北町〇〇番に昨年自宅を建てて住んでおり、取得後は農業を営んでいる母の協力を得ながら家庭菜園を行う予定であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は無い申請と思われま

す。

議長 整理番号34号について、有村委員お願いします。

13番（有村委員）整理番号34号について報告をします。

10月17日に今給黎農業委員・畑野委員・事務局の新屋敷さんと、〇〇行政書士、立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲渡人は、道野町に居住し、無職です。

譲受人は、道野町に居住し、会社員です。

位置関係は事務局の通りで、5条申請との同時申請です。

3条と5条全体の申請地からみて、東側と南側は公衆用道路、西側は里道を挟んで畑、北側は畑です。

取得後は家庭菜園を行うことから、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

3番（水野委員）整理番号33号なんですけど、この宅地は農地転用してましたよね、少し前に。で、そのあとこの畑を〇〇〇さんが新規就農者になって転用されたって事で、本格的農業をするっていう感じではなくてただあれなんですか。

14番（白澤敦行委員）そうです、会社員をしながら家庭菜園として。

3番（水野委員）家庭菜園として使うってことで、農業者になるということではない。

14番（白澤敦行委員）ではない、兼業農業者です。

3番（水野委員）わかりました。

それと34号なんですけど、ここは許可が難しいみたいな話になってたんですけど、よかったんですか。

13番（有村委員）前回申請されて撤回してくださいということで、撤回されたことは僕はあまりピンとこなかったんですけど、撤回された後に上の畑、〇〇の畑はロー

タリー耕運がされてるんですよ。だからどうなってるんだろうと、まあそこは前と一緒の申請地になってます。

事務局 当初の申請を、お客様の都合で取り下げということで、先月取下げされたんですけど、次申請してきた内容が5条申請を575㎡で申請してまいりましたので、それでは許可できないということで、当初のとおり499㎡で前回のとおりの申請となっております。

たしかにロータリーをかけてるんですけど、ロータリーをかけてることで許可できないということにはならないかと思います。以上です。

議長 他にありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号32号並びに34号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件で、所有権の移転に関する申請が1件です。

整理番号13号の申請地は道野町〇〇番〇, 畑, 202㎡, 道野町〇〇番〇, 畑, 133㎡, 道野町〇〇番〇, 畑, 163㎡, 合計498㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、12・13ページに掲載してあります。

道野公民館より南東側約〇〇mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

申請地は第1種農地と判断されますが、申請地より概ね50mの接続距離で道野集落に接続されるため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずに、致し方のない申請ではないかと思われま。

農地境界から15m控えて平屋建てとして日照通風等支障を及ぼさないよう措置し、排水を合併浄化槽で処理後、南側側溝へ排水する計画です。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。  
整理番号13号について、畑野委員をお願いします。

5番（畑野委員）整理番号13号について報告をします。

10月17日に今給黎農業委員・有村推進委員・事務局の新屋敷さんと、川辺町の〇〇行政書士、立ち会いのもと現地調査を行いました。

申請地は事務局の説明の通りで、転用目的は一般住宅です。3条申請との同時申請であり、3条と5条全体の申請地からみて、東側と南側は公衆用道路、西側は里道を挟んで畑、北側は畑です。

宅地転用の申請部分は、30cmから70cm程度の盛土を行い、水平にします。

汚水と生活排水については、合併浄化槽で処理後、南側の側溝へ、雨水については建物四方に雨水枡を設置して、南側の側溝へ排水する計画です。その他被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思えます。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番（眞茅委員）この資料を読みますと、真ん中に段があるような図面になってますが、これ駐車場全体まで盛土を行うんですか。

5番（畑野委員）全体的に段差がありますので、おしなべてやっております。

8番（眞茅委員）そうすると分筆した〇〇番〇と同じ高さになるということですよ。

5番（畑野委員）ですね。

8番（眞茅委員）わかりました。

議長 他にありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号13号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第56号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)の調整について説明いたします。

これは、農地中間管理機構を通じて利用権設定するものです。

16・17 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号14号から19号まで利用権設定を受ける者株式会社〇〇外7名，利用権設定をする者〇〇〇〇さん外13名で設定面積は，樹園地が93筆166,571㎡です。

以上の内容は，農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

3番（水野委員）ここに〇〇〇〇さんの名前が二つ並んでるのはどういうことですか。同じ人でしてるということですか。17ページなんですけど。

事務局 これは農政課の集積事業の関係で，AtoA という貸借方式で所有者と借人が同一の場合があります。

3番（水野委員）わかりました。

議長 他にありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整については，原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって，議案第56号は，原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお，議案第56号の決定した案件につきましては，市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に，日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第57号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが，18ページをご覧ください。大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号153号から158号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外4名，利用権設定をする者〇〇〇〇さん外7名で設定面積は，畑が6筆8,722㎡，樹園地が17筆24,231㎡，合計24筆で32,953㎡です。

以上の内容は，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に3の所有権移転関係が1件です。20ページをご覧ください。

整理番号17号，譲渡人は鹿児島市にお住いの〇〇〇〇さん，譲受人は田布川町の〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で，移転する土地は1筆で面積は189㎡です。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整の、利用権設定の整理番号153号から158号まで、所有権移転の整理番号17号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第57号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 2 5 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天 達 範 隆

会議録署名委員 依積田 広 昭

会議録署名委員 中 原 敬 彦